

2 諸手当に関する状況

(3)住居手当

平成27年4月1日現在 (単位:円)

団体名	35歳未満のみ支給	支給限度額	
		借家・借間	持家
八王子市	○	15,000	-
立川市	-	12,000	-
武蔵野市	○	15,000	-
三鷹市	-	15,000	-
青梅市	○	15,000	-
府中市	○	15,000	-
昭島市	○	15,000	-
調布市※1	○	12,000	4,000
町田市※2	-	15,000	-
小金井市	○	15,000	-
小平市	○	15,000	-
日野市	○	15,000	-
東村山市	○	15,000	-
国分寺市	○	15,000	-
国立市※3	-	35歳以上 5,000 35歳未満 12,000	-
福生市	○	15,000	-
狛江市	○	15,000	-
東大和市	○	15,000	-
清瀬市	○	15,000	-
東久留米市	○	15,000	-
武蔵村山市	○	15,000	-
多摩市	○	15,000	-
稲城市	○	15,000	-
羽村市	○	15,000	-
あきる野市	○	15,000	-
西東京市	○	15,000	-
瑞穂町	○	15,000	-
日の出町	○	15,000	-
檜原村	○	15,000	-
奥多摩町	○	15,000	-
大島町	-	27,000	-
利島村	-	26,000	-
新島村	-	27,000	-
神津島村	-	27,000	-
三宅村	-	27,000	-
御蔵島村	-	27,000	-
八丈町	-	27,000	-
青ヶ島村	-	24,000	-
小笠原村	-	27,000	-

※1 調布市:平成29年4月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円、持家支給廃止とすることで条例改正済み。

※2 町田市:平成29年4月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み。

※3 国立市:平成29年1月1日から35歳未満で借家・借間に住む世帯主等に15,000円とすることで条例改正済み。